

名取市監査委員告示第3号

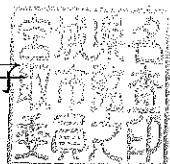
令和6年2月22日付け名取市監査委員告示第1号で公表した定期監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により名取市長等から措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和6年3月22日

名取市監査委員 沼倉 雅枝



名取市監査委員 菅原 和子



監査結果に基づく措置通知書

所属名 こども支援課

令和 6 年 2 月 22 日付名監発第 97 号関係分

| (指摘)要望)事項 (○をつけてください) | 措置状況(措置を講じた年月日) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">委託業務において、競争入札すべきものが随意契約で行っていたものが見られた。名取市契約規則、契約事務の手引(財政課)に基づき、競争入札すべきものは競争入札を行ってください。 | <ul style="list-style-type: none">指摘を受けた契約については、本来競争入札すべき委託業務を安易に随意契約で行ったことが要因であり、今後の再発防止の取組みとして地方自治法の本来の趣旨を理解し、名取市契約規則等の関係規則等を再確認し、適切に処理するよう、令和 6 年 2 月 26 日に課員へ周知徹底を行った。 |

監査結果に基づく措置通知書

所属名 文化・スポーツ課

令和6年2月22日付名監発第97号関係分

| (指摘)要望)事項 (○をつけてください) | 措置状況(措置を講じた年月日) |
|---|---|
| <p>【契約関係】</p> <ul style="list-style-type: none">公演事業の制作・上演を業務委託する際、仕様書の中に成果品に係る著作権の権利の帰属について、明確になっていないものが見られた。 <p>著作権は著作物の公正な利用と著作者の保護との調和を図るために重要な権利であることから、権利の譲渡を含めた帰属の在り方について仕様書に基づき、協議合意を図ったうえで書面を取り交わしてください。</p> | 公演事業の業務委託先である団体と成果品に係る著作権の取扱いについて改めて協議を行い、その内容について令和5年11月21日付けで書面(覚書)を取り交わした。 |